

## 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部改正案の概要

～ 3. 9 世代移動通信システムの導入等に関する  
電気通信事業法関係省令の規定の整備～

### 1 改正の背景

総務省は、3. 9 世代移動通信システムの導入に関して、本年 6 月 10 日に電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 13 の規定に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を行ったところです。

今般、当該計画の認定を踏まえ、3. 9 世代移動通信システムの導入等に関し、総務省は、下記 2 のとおり、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）及び電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）について、所要の改正を行うこととします。

### 2 改正の概要

#### (1) 電気通信事業法施行規則の一部改正

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の規定に基づく登録等の申請様式のうち電気通信設備の概要について、3. 9 世代移動通信システムを使用する場合はその旨を記載するよう記載事項を追加することとします。
- ② 3. 9 世代移動通信システムを用いて電気通信役務を提供しようとする者が事業法第 9 条に基づく登録申請等を行う際の添付書類の様式第四「提供する電気通信役務」の表に 3. 9 世代移動通信システムを使用する役務区分欄を設けることとします。

#### (2) 電気通信事業報告規則の一部改正

- ① 3. 9 世代移動通信システムを使用する電気通信役務の定義を追加するとともに、当該役務の市場動向を把握するため、当該システムを使用して電気通信役務を提供する事業者（基地局を設置して当該役務を提供する電気通信事業者）を報告対象事業者とし、当該役務に係る契約数を報告事項とすることとします。
- ② 移動電気通信市場における MVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入促進の進展状況を把握するため、移動通信事業者（MNO：Mobile Network Operator）の報告事項に、当該移動通信事業者の電気通信役務に係る MVNO がいる場合には、当該 MVNO の事業者数及び契約数を追加することとします。

### 3 施行期日

#### (1) 電気通信事業法施行規則の一部改正

公布の日から施行します。

#### (2) 電気通信事業報告規則の一部改正

公布の日から施行し、報告期限が平成 22 年 1 月 1 日以降である報告から適用します。